

認証保育所保育料助成制度のご案内

幼児教育・保育の無償化により、子育てのための施設等利用給付認定（2号又は3号）を受け、認証保育所に入所している児童の保護者（3～5歳児及び区民税非課税世帯の0～2歳児）に対し、子育てのための施設等利用給付費が給付されます。港区では、認証保育所に入所している児童の保護者の保育料負担の軽減を図るため、子育てのための施設等利用給付費に区独自の助成を上乗せし、認可保育園等保育料と認証保育所保育料の差額を助成します。

なお、認可保育園等の入所申込みをし、待機児童となっている区民税課税世帯の0～2歳児は、認可保育園等保育料と認証保育所保育料との差額を助成します。

1 助成制度の概要

	確認項目	確認欄																
助成対象者	<p>次の要件のすべてを満たす児童と同居する保護者</p> <p>① 港区内に住民登録し居住する児童</p> <p>② 認証保育所の保育料を当該保護者が支払っている児童</p> <p>③ 月の初日から教育・保育給付認定（2号又は3号）又は施設等利用給付認定（2号又は3号）を受けている児童</p> <p>※3～5歳児及び区民税非課税世帯の0～2歳児は、月途中で認定期間が開始・終了する場合（月途中で別の区市町村へ転出又は港区への転入を含む）、施設等利用給付部分のみ日割り計算を行います。</p> <p>※「求職」で認定を受けている場合、区独自助成の対象となるのは、認証保育所に入所し助成開始後3か月までです。</p> <p>④ 認可保育園等の入所申込みをし、待機児童となっている【0～2歳児クラス（区民税課税世帯）のみ】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%;">教育・保育給付認定</th> <th style="width: 20%;">施設等利用給付認定</th> <th style="width: 30%;">認可保育園等への入所申込み※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3～5歳児クラス</td> <td colspan="2">いずれかの認定が必要</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>0～2歳児クラス（区民税非課税世帯）</td> <td colspan="2">いずれかの認定が必要</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>0～2歳児クラス（区民税課税世帯）</td> <td>必要</td> <td>—</td> <td>必要</td> </tr> </tbody> </table> <p>※認可保育園等への入所申込みは、毎年行う必要があります。</p> <p>⑤ 月の初日に在籍し、月160時間以上の月ぎめ契約をしている児童</p> <p>※3～5歳児及び区民税非課税世帯の0～2歳児は、月途中からの在籍の場合、施設等利用給付費のみ給付します。</p> <p>⑥ 私立幼稚園や認可外保育施設の保育料について、助成（減免）されていない児童</p>		教育・保育給付認定	施設等利用給付認定	認可保育園等への入所申込み※	3～5歳児クラス	いずれかの認定が必要		—	0～2歳児クラス（区民税非課税世帯）	いずれかの認定が必要		—	0～2歳児クラス（区民税課税世帯）	必要	—	必要	□
	教育・保育給付認定	施設等利用給付認定	認可保育園等への入所申込み※															
3～5歳児クラス	いずれかの認定が必要		—															
0～2歳児クラス（区民税非課税世帯）	いずれかの認定が必要		—															
0～2歳児クラス（区民税課税世帯）	必要	—	必要															
助成金額	<p>認証保育所基本保育料と認可保育園等保育料の差額</p> <p>※詳細は3ページの「3 助成金額」をご覧ください。</p>	□																
助成方法	<p>児童の在籍する認証保育所を通じて、補助します。</p> <p>※補助方法や時期は認証保育所により異なります。</p> <p>※4月は申請者多数のため補助の交付までに時間を要します。ご了承ください。</p>	□																
申請方法	<p>申請書類（認証保育所保育料減免申請書・同意書・認定通知書の写し）を、<u>認証保育所</u>に提出してください。※詳細は4ページの「5 申請手続き」をご覧ください。</p>	□																
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該年度の3月15日まで（休日の場合は翌開園日）に申請書類を認証保育所へ提出してください。 ・ 本助成金は年度ごとに申請が必要です。 ※前年度申請された方も再度申請が必要です。 	□																

2 助成期間

次の(1)、(2)の両方に該当する期間を助成期間とします。

(1) 月の初日から教育・保育給付認定(2号又は3号)又は施設等利用給付認定(2号又は3号)を受けている期間

※月途中で認定期間が開始・終了する場合(月途中で別の区市町村へ転出又は港区への転入を含む)、施設等利用給付費(3~5歳児クラス37,000円、区民税非課税世帯の0~2歳児クラス42,000円)のみ、日割り計算をします。

保育が必要な事由	認定期間
就労	小学校就学前まで(ただし、失職した場合は「求職」に同じ) ※助成金を受けたい児童の育児休業期間中である場合は、復職月から助成対象となりますので、復職証明書を各地区総合支所区民課保健福祉係へ提出してください。
出産	出産予定月の2か月前から、出産日の翌日から数えて57日目の属する月末まで ※令和4年4月1日から、 <u>多胎児を妊娠している場合</u> の出産認定の認定の開始を、「出産予定月の4か月前から」に変更します。
疾病、障害、介護・看護、災害復旧	保育の必要がなくなるまで
求職※1	3か月間(ただし、3か月以内に就労した場合は「就労」に同じ)
就学	卒業又は修了まで
育児休業※2	育児休業対象児童が1歳6か月になる日の属する年度末まで ※育児休業取得前から既に月160時間以上の月ぎめ契約にて利用している認証保育所を引き続き利用する場合に限ります。施設を転園した場合は該当しません。

※1 「求職」の認定を受けている場合、区独自助成の対象となるのは認証保育所に入所し助成開始後3か月までです。

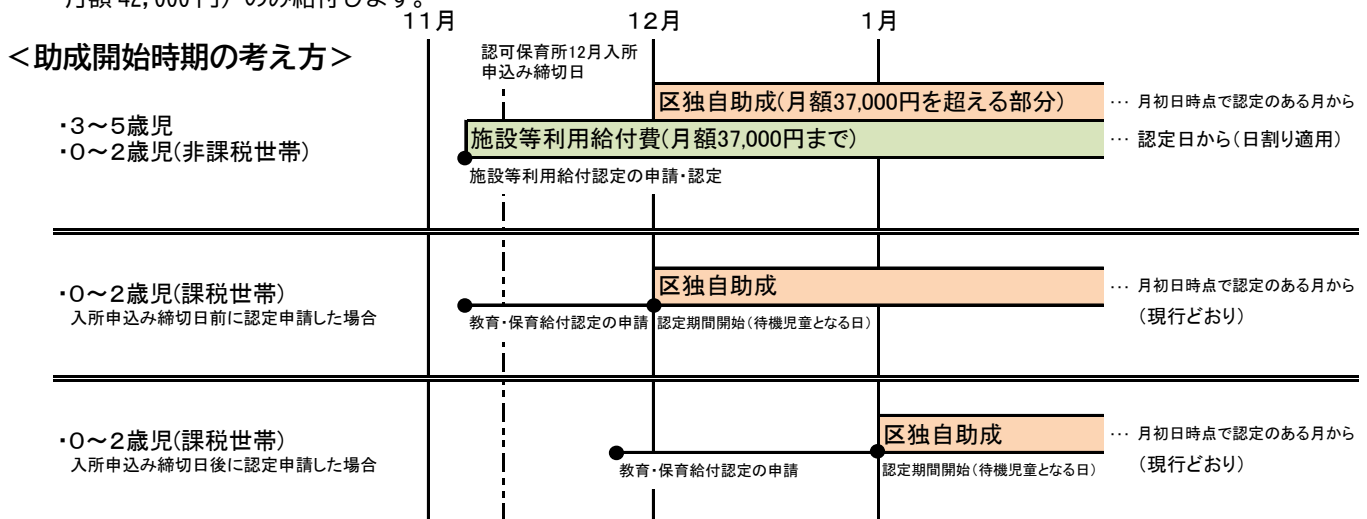
※2 ・助成金を受けたい児童の育児休業期間中である場合は「保育が必要な事由」に該当しません。

・下の子の育児休業期間中で、上の子(助成金を受けたい児童)が、下の子の育児休業取得よりも後に認証保育所を月160時間以上の月ぎめ契約にて利用し始めた場合は「保育が必要な事由」に該当しません。

・下の子の育児休業期間中で、上の子(助成金を受けたい児童)が、下の子の育児休業取得よりも前から月160時間以上の月ぎめ契約で利用している認証保育所を引き続き利用する場合は「保育が必要な事由」に該当します。

(2) 月の初日に在籍し、月160時間以上の月ぎめ契約をしている期間

※3~5歳児及び区民税非課税世帯の0~2歳児は、月途中からの在籍の場合又は月160時間未満の契約で利用する場合は、施設等利用給付費(3~5歳児クラスの児童は、上限月額37,000円、区民税非課税世帯の0~2歳児クラスの児童は、上限月額42,000円)のみ給付します。



※認定申請時の添付書類で「保育の必要性」が確認できない場合には、認定期間の開始が遅くなる場合があります。

3 助成金額

認可保育園等保育料と認証保育所保育料との差額を助成します。なお、助成金額に施設等利用給付費(3～5歳児:37,000円、区民税非課税世帯の0～2歳児:42,000円)を含みます。

<p><例1> 3歳児、認証保育所保育料6万8千円、認可保育園等保育料0円(無償化対象児童)</p> <p>①認証保育所保育料 68,000円</p> <p>②認可保育園等保育料 0円</p> <p>①-②助成金額 68,000円</p> <p>(内訳) 施設等利用給付費(国制度) 37,000円</p> <p>区独自助成 31,000円</p>	<p><例2> 1歳児(非課税世帯)、認証保育所保育料8万円、認可保育園等保育料0円(無償化対象児童)</p> <p>①認証保育所保育料 80,000円</p> <p>②認可保育園等保育料 0円</p> <p>①-②助成金額 80,000円</p> <p>(内訳) 施設等利用給付費(国制度) 42,000円</p> <p>区独自助成 38,000円</p>
<p><例3> 1歳児、認証保育所保育料7万8千円、認可保育園等保育料3万2千4百円(D10階層)</p> <p>①認証保育所保育料 78,000円</p> <p>②認可保育園等保育料 32,400円</p> <p>①-②助成金額 45,600円</p>	<p><例4> 1歳児、認証保育所保育料6万7千円、認可保育園等保育料7万4千4百円(D24階層)</p> <p>①認証保育所保育料 67,000円</p> <p>②認可保育園等保育料 74,400円</p> <p>①-②助成金額 0円</p>

<助成の詳細>

- (1) 3～5歳児及び区民税非課税世帯の0～2歳児は、月220時間までの月ぎめ契約の基本保育料が助成対象となり、超過分は保護者負担となります。
- (2) 区民税課税世帯の0～2歳児は、標準時間認定を受けている場合は月160時間から月220時間までの月ぎめ契約の基本保育料を、短時間認定を受けている場合は月160時間の月ぎめ契約の基本保育料を助成対象として、認可保育園等の保育料を差し引いて助成額を算定します(認定に応じた時間を超過した分は保護者負担となります)。なお、認可保育園等保育料については、『保育園入園のごあんない』の保育料のページをご覧ください。
- (3) 助成対象金額は月ぎめ基本保育料のみです(日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費、延長保育料、教材費、英会話等の講習費、入会金、年会費、おむつ代及び個人的な経費は含みません)。
- (4) 助成対象児童に生計を同一にしている兄や姉がいる場合などは、第2子以降の認可保育園等保育料を無料として助成額を算定します。
- (5) 認証保育所の保育料が認可保育園等保育料よりも低い場合は、助成は行いません。
- (6) 3～5歳児及び区民税非課税世帯の0～2歳児に給付される施設等利用給付費は、月途中で認定期間が開始・終了した場合(月途中で別の区市町村へ転出又は港区への転入を含む)には、その認定期間に応じて日割り計算をします。詳細については、お問い合わせください。
- (7) 3～5歳児及び区民税非課税世帯の0～2歳児に給付される施設等利用給付費は、上限額(3～5歳児:37,000円、区民税非課税世帯の0～2歳児:42,000円)の範囲内でほかの施設等利用給付の事業と併用可能です。

<助成金額の変更>

離婚や婚姻、修正申告等は、世帯の住民税額に変動が生じ、助成額が変更になる場合があります。所定の書類をご提出いただく必要がありますので、各地区総合支所区民課保健福祉係までお申し出ください。

※ご提出いただいた書類によっては過去に遡って助成金額を再算定します。

<認可保育園等保育料(利用者負担額)の通知について>

申請を受け付けた後、助成の条件を確認し、助成対象の認証保育所基本保育料から、認可保育園等保育料を差し引く場合、保護者あてに利用者負担額決定通知書を送付します。利用者負担額決定通知書には、認可保育園等に入所した場合に保護者にご負担いただく保育料を記載しています。

4 助成を行わない場合(助成対象の条件に該当しない場合、助成は行いません。)

- (1) 児童と申請者である保護者が同居していない場合
- (2) 区民税課税世帯の0～2歳児で、以下のいずれかに該当する場合
 - ・認可保育園等の入所の申込みをしている期間ではない場合
 - ・認可保育園等の入所申込み要件又は在園要件に該当しなくなった場合
 - ・上の子の育児休業から一度も復職することなく、引き続き下の子の産前休暇を取得した場合
 - ・認可保育園等の入所内定後、第1希望の内定園への入所を取り下げた場合、第2希望以下の内定園の「内定辞退届」を定められた期限を過ぎて提出した場合(内定辞退届未提出の内定辞退を含む)
- (3) 教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定の「保育が必要な事由」に該当しなくなった場合
- (4) 認証保育所に対して保育料の支払いをしていない場合(保育料未納、休園等)
- (5) 認可保育園等に入所後、認証保育所も同時に利用契約をしている場合
- (6) 当該月に保育を受けていない場合
- (7) 私立幼稚園や認可外保育施設の保育料について助成又は減額を受けている場合
- (8) 偽りその他不正な手段により助成の申請、請求があった場合

申請書類に不備があった場合、助成金を交付できない場合があります。
申請書類が整いましたら、なるべく早めにご提出ください。

5 申請手続き

次の①～③の申請書類を全て、利用している認証保育所へご提出ください。

① 認証保育所保育料減免申請書 ※申請者及び請求者は、対象児童の保護者です。

② 同意書

※助成の決定のため、申請者の認定状況や認可保育園等申込状況、住民税額等について港区が調査をします。また、区から入所する認証保育所に対し、申請者が認可保育園等に入所した場合の保育料の額に係る情報を提供するとともに、区が入所する認証保育所から申請書に記載された事項及び保育料の支払い状況等の情報の提供を受ける必要があります。そのため、個人情報の提供についての「同意書」の記入をしていただく必要があります。同意をいただけない場合は、助成することができません。

③ 子どものための教育・保育給付認定通知書(認定証でも可)又は子育てのための施設等利用給付認定通知書の写し

※教育・保育給付認定又は施設等利用給付認定を受ける時に発行されるものです。認定の申請手続き等については下記「7 問合せ先」に記載の各地区総合支所区民課保健福祉係へお問い合わせください。

6 保育コンシェルジュによる電話相談(予約制)

初めて認証保育所保育料助成制度を申請する方に向け、保育コンシェルジュが制度の概要(保育の必要性の認定、助成対象者、助成金額等)や申請方法についてご相談に応じます

(1) 相談方法 電話(保育コンシェルジュからご指定の日時にお電話します。)

(2) 相談日時 平日 ①午前9時15分～ ②午前9時45分～ ③午前10時30分～ ④午前11時～
⑤午後1時15分～ ⑥午後1時45分～ ⑦午後2時30分～ ⑧午後3時～

(3) 予約方法 03(3578)2429 に電話で予約、又はみなと母子手帳アプリから、希望する日時が含まれる時間帯をご予約ください。

7 問合せ先

<認証保育所保育料助成制度について> 保育課 保育支援係 03(3578)2429

<認可保育園等の入園相談について> 各地区総合支所 区民課 保健福祉係

・芝地区 03(3578)3161

・高輪地区 03(5421)7085

・麻布地区 03(5114)8822

・芝浦港南地区(台場を含む)

・赤坂地区 03(5413)7276

03(6400)0022